

電気通信主任技術者 定期講習

電気通信の安全性・信頼性を高め
社会インフラを守るために

一般財団法人
登録講習機関：日本データ通信協会

電気通信主任技術者講習とは？

同資格者証を保有している者を電気通信事業者が選任した場合、
1年以内に講習を受講させることが法律で定められています。
また前回講習の修了から3年以内に再受講する必要があります。

※選任されていなくても同資格者証の交付を受けている方は受講できます。

※講習には「伝送交換」・「線路」の種類があり資格者証の種類により受講する内容が異なります。

※その他詳細は下記協会ホームページ等からお問い合わせ下さい。

開講方法

インターネットを利用したオンデマンド型講習 を予定

お問い合わせは



一般財団法人

日本データ通信協会

電気通信主任技術者講習担当

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1

ホウライ巣鴨ビル6F

ホームページ <https://www.dekyo.or.jp/jinzai>



電気通信主任技術者定期講習

一般財団法人日本データ通信協会は、電気通信主任技術者の 登録講習機関 第001号 です。

電気通信主任技術者規則により「電気通信事業者は、電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者を選任の日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関し登録講習機関が行う講習を受けさせなければならない」と規定されています。また、有効期間は講習修了から3年以内となっています。

インターネットを利用したオンデマンド型講習

- ・ 時期・回数はホームページで公示
- ・ 定期講習は年1回以上を実施。

電気通信主任技術者資格で受講可能

- ・ 電気通信主任技術者資格者証をお持ちの選任されていない方でも受講することが可能。修了者には選任者と同じ修了証を発行
- ・ 知識向上のための受講を奨励

法令等に基づく講習

- ・ 総務省に登録された優秀な講師陣
- ・ 総務省告示に基づくテキスト
- ・ 総務省告示に基づく講義内容と講義時間
- ・ 講習内容を十分に理解しているかを的確に把握できる修了考査を受講後に実施

